

三条市福祉有償運送運営協議会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）に基づき本市の福祉有償運送に関する事項その他要介護者、身体障がい者等の移動することが困難な者の輸送サービスに関する事項を協議するため、三条市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、福祉有償運送の必要性その他の法及び省令に定める運営協議会の協議を必要とする事項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第2条第1項第4号に規定する生活交通改善事業計画について、協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、省令第51条の8第1項及び第2項に定める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、委員の合議により決定する。ただし、その協議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 この協議会の庶務は、三条市福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の際、最初に委嘱する委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。